

平成25年5月16日

各位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
三菱ビル
日本プロロジスリート投資法人
代表者名 執行役員 坂下 雅弘
(コード番号: 3283)

資産運用会社名
プロロジス・リート・マネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 坂下 雅弘
問合せ先 取締役企画財務部長 戸田 淳
TEL. 03-6867-8585

新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

日本プロロジスリート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、平成25年5月16日開催の本投資法人役員会において、新投資口発行及び投資口売出しに関し決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公募による新投資口発行

- | | |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募集投資口数 | 96,200口 |
| (2) 払込金額
(発行価額) | 未定
平成25年6月3日(月)から平成25年6月5日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に開催する役員会において決定する。なお、払込金額(発行価額)とは、本投資法人が本投資法人の投資口(以下「本投資口」という。)1口当たりの払込金として下記(6)②記載の引受人から受け取る金額である。 |
| (3) 払込金額
(発行価額)の総額 | 未定 |
| (4) 発行価格
(募集価格) | 未定
発行価格(募集価格)は、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における本投資口の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とし、当該仮条件により需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する役員会において決定する。 |

ご注意:本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申し込みの勧誘を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人から入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (5) 発行価格 未定
(募集価格)の総額
- (6) 募集方法 国内及び海外における同時募集(下記「2. 投資口売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しと併せて以下「グローバル・オフリング」という。グローバル・オフリングのジョイント・グローバル・コーディネーターは、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社、SMB C日興証券株式会社及びGoldman Sachs International(以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」と総称する。)とする。)
- ① 国内一般募集
日本国内における一般募集(以下「国内一般募集」という。)とし、SMB C日興証券株式会社、三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式会社、野村証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、みずほ証券株式会社及び大和証券株式会社(以下「国内における引受人」と総称する。)に国内一般募集分の全投資口を買取引受けさせる。SMB C日興証券株式会社、三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式会社、野村証券株式会社及びゴールドマン・サックス証券株式会社(以下「国内共同主幹事会社」と総称する。)を国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする。
- ② 海外募集
米国及び欧州を中心とする海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)における募集(以下「海外募集」といい、国内一般募集と併せて以下「本募集」という。)とし、Morgan Stanley & Co. International plc、SMBC Nikko Capital Markets Limited、Goldman Sachs International、J.P. Morgan Securities plc及びMerrill Lynch Internationalを共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社(国内における引受人と併せて以下「引受人」と総称する。)に海外募集分の全投資口を総額個別買取引受けさせる。
- ③ 本募集の総発行投資口数は96,200口であり、国内一般募集における発行投資口数は57,720口を目処とし、海外募集における発行投資口数は38,480口を目処として募集を行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (7) 引受契約の内容 引受人は、下記(10)記載の払込期日に払込金額(発行価額)の総額を本投資法人に払い込むものとし、本募集における発行価格(募集価格)の総額と払込金額(発行価額)の総額との差額は、引受人の手取金とする。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払わない。
- (8) 申込単位 1口以上1口単位
- (9) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
(国内一般募集)

ご注意:本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申し込みの勧誘を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人から入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (10) 払 込 期 日 平成25年6月10日（月）から平成25年6月12日（水）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (11) 受 渡 期 日 払込期日の翌営業日
- (12) 払込金額（発行価額）、発行価格（募集価格）、国内一般募集における発行投資口数及び海外募集における発行投資口数の最終的な内訳、その他公募による新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (13) 上記各号のうち国内一般募集に係る事項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

- (1) 売 出 人 SMBC日興証券株式会社
- (2) 売 出 投 資 口 数 4,810口
 上記売出投資口数は、国内一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、国内一般募集の事務主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの投資口数である。上記売出投資口数は、オーバーアロットメントによる売出しの上限口数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出投資口数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する役員会において決定する。
- (3) 売 出 価 格 未定
 発行価格等決定日に開催する役員会において決定する。なお、売出価格は、国内一般募集の発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 価 格 の 総 額 未定
- (5) 売 出 方 法 国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、国内一般募集とは別に、国内一般募集の事務主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社がPrologis Property Japan, Inc.日本支店から4,810口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」という。）の日本国内における売出しを行う。ただし、かかる貸借は、下記<ご参考>「5. 配分先の指定」に記載のとおり、国内一般募集において本投資口4,810口がPrologis Property Japan, Inc.日本支店に販売されることを条件とする。
- (6) 申 込 単 位 1口以上1口単位
- (7) 申 込 期 間 国内一般募集における申込期間と同一とする。
- (8) 受 渡 期 日 国内一般募集における受渡期日と同一とする。
- (9) 国内一般募集を中止した場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。
- (10) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (11) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申し込みの勧誘を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人から入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

- (1) 国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集の事務主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社がPrologis Property Japan, Inc.日本支店から4,810口を上限として借り入れる本投資口（ただし、かかる貸借は、下記「5. 配分先の指定」に記載のとおり、国内一般募集において本投資口4,810口がPrologis Property Japan, Inc.日本支店に販売されることを条件とします。）の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMB C日興証券株式会社は、借入投資口の返還に必要な本投資口を取得するために、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限として、追加的に国内一般募集の発行価格と同一の価格で本投資口を購入する権利（以下「グリーンシュエアップション」といいます。）を国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年7月5日（金）までの間を行使期間として、Prologis Property Japan, Inc.日本支店から付与される予定です。

また、SMB C日興証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年7月5日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。SMB C日興証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けたすべての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、SMB C日興証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、SMB C日興証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買い付けた本投資口の全部又は一部を借入投資口の返還に充当することがあります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、シンジケートカバー取引及び安定操作取引によって買い付け、借入投資口の返還に充当する口数を減じた口数について、グリーンシュエアップションを行使し、本投資口をPrologis Property Japan, Inc.日本支店から取得する予定です。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われぬ場合には、SMB C日興証券株式会社によるPrologis Property Japan, Inc.日本支店からの本投資口の借入れ及びPrologis Property Japan, Inc.日本支店からSMB C日興証券株式会社へのグリーンシュエアップションの付与は行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

- (2) 上記(1)に記載の取引について、SMB C日興証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、野村證券株式会社及びゴールドマン・サックス証券株式会社と協議の上、これらを行います。

ご注意:本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申し込みの勧誘を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人から入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 今回の新投資口発行による発行済投資口数の推移

現在の発行済投資口数	182,750口
本募集に係る新投資口発行による増加投資口数	96,200口
本募集に係る新投資口発行後の発行済投資口総数	278,950口

3. 発行の目的及び理由

新投資口の発行による資金調達により、Aクラス物流施設から構成される新たな特定資産を取得することで、資産規模の拡大とともに、ポートフォリオのクオリティの更なる向上を図ることができると考えています。マーケット動向や、投資口1口当たりNAV（注）、1口当たり分配金水準及び投資口流動性によって示される本投資口の経済的価値について、総合的に勘案した結果、投資主価値の向上を目的として、新投資口の発行を決定したものです。

なお、新投資口の発行による調達資金により取得を予定している不動産信託受益権（以下「取得予定資産」といいます。）の一部は、本投資法人のスポンサーであるプロロジス・グループが運用を行う日本の物流施設を運用対象とするコア型ファンドであるPrologis Japan Fund 1から取得するものです。Prologis Japan Fund 1が、本年6月に資産運用期間の満了を迎えるにあたり、スポンサーであるプロロジス・グループより第三者に先立ち優先的に情報の提供を受け、本投資法人にて購入を検討した結果、当該資産運用期間の満了にあわせて相対にて物件取得することに意義があると判断し、その実現が可能となったため、新投資口の発行を決定しました。

（注）「1口当たりNAV」は、以下の計算式により求められる、本投資法人の保有資産及び取得予定資産の鑑定評価額又は調査価格に基づく本投資口1口当たり純資産価値をいいます。

1口当たりNAV = NAV ÷ 発行済投資口数

「NAV」とは、以下の計算式により求められる、本投資法人の保有資産及び取得予定資産を鑑定評価額又は調査価格に基づいて評価した場合の本投資法人の純資産価値であり、貸借対照表上の純資産額とは異なります。

NAV = 本投資口発行価額の総額 + 取得（予定）資産の含み益

取得（予定）資産の含み益 = 取得（予定）資産の鑑定評価額又は調査価格の合計額 - 取得（予定）価格の合計額

なお、取得予定資産の詳細につきましては、本投資法人が本日付で公表しております「国内不動産信託受益権の取得に関するお知らせ」をご参照下さい。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

72,030,000,000円

（注）国内一般募集における手取金43,218,000,000円及び海外募集における手取金28,812,000,000円を合計した金額を記載しています。また、上記金額は平成25年5月14日（火）現在の東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

本募集における手取金（合計72,030,000,000円）は、取得予定資産の取得資金の一部に充当する予定です。

ご注意:本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申し込みの勧誘を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人から入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

5. 配分先の指定

国内における引受人は、本投資法人が指定する販売先として、Prologis, Inc.の間接的の子会社である、プロロジス・プロパティ・ジャパン特定目的会社及びPrologis Property Japan, Inc.日本支店に対し、国内一般募集の対象となる本投資口のうち、14,430口及び4,810口をそれぞれ販売する予定です。

6. 今後の見通し

本日付で公表の「平成25年11月期における運用状況の予想の修正及び平成26年5月期における運用状況の予想に関するお知らせ」をご参照下さい。

7. 最近3営業期間の運用状況及びエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 最近3営業期間の運用状況

本投資法人の営業期間は、毎年6月1日から11月末日まで及び12月1日から翌年5月末日までの各6か月間ですが、第1期営業期間は、本投資法人の設立の日である平成24年11月7日から平成25年5月末日までです。したがって、本日現在、第1期営業期間は終了しておらず、該当事項はありません。

(2) 最近の投資口価格の状況

①最近3営業期間の状況

上記「(1) 最近3営業期間の運用状況」に記載のとおりであり、該当事項はありません。

②最近4か月間の状況

	平成25年2月	3月	4月	5月
始 値	700,000円	729,000円	995,000円	886,000円
高 値	743,000円	1,025,000円	998,000円	903,000円
安 値	666,000円	729,000円	830,000円	752,000円
終 値	726,000円	994,000円	901,000円	784,000円

(注) 平成25年5月の投資口価格については、平成25年5月15日現在で記載しています。

③発行決議日の前営業日における投資口価格

	平成25年5月15日
始 値	788,000円
高 値	795,000円
安 値	773,000円
終 値	784,000円

ご注意:本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申し込みの勧誘を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人から入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(3) 最近3営業期間のエクイティ・ファイナンスの状況

①私募設立

発行期日	平成24年11月7日
調達資金の額	200,000,000円
払込金額（発行価額）	500,000円
募集時における発行済投資口数	0口
当該募集による発行投資口数	400口
募集後における発行済投資口総数	400口
発行時における当初資金使途	設立
発行時における支出予定時期	平成24年11月以降
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額充当済み

②公募増資

発行期日	平成25年2月14日
調達資金の額	96,882,555,000円
払込金額（発行価額）	531,300円
募集時における発行済投資口数	400口
当該募集による発行投資口数	182,350口
募集後における発行済投資口総数	182,750口
発行時における当初資金使途	新たな不動産及び不動産信託受益権の取得資金に充当
発行時における支出予定時期	平成25年2月15日
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額を充当済み

8. 売却・追加発行等の制限

- (1) プロロジス・プロパティ・ジャパン特定目的会社は、本投資法人が本投資口を東京証券取引所に上場するにあたり行われた、本投資口の日本国内及び海外市場における募集並びに日本国内におけるオーバーアロットメントによる売出し（以下、総称して「上場時グローバル・オフアリング」といいます。）に際し、上場時グローバル・オフアリングのジョイント・グローバル・コーディネーターを務めたモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社（以下、総称して「上場時ジョイント・グローバル・コーディネーター」といいます。）並びに三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び野村證券株式会社（SMB C日興証券株式会社を含め、以下、総称して「上場時国内共同主幹事会社」といいます。）との間で、上場時グローバル・オフアリングの発行価格等決定日（平成25年2月4日）から上場時グローバル・オフアリングの受渡期日（平成25年2月14日）以降360日間を経過する日（平成26年2月8日）までの期間、所定の場合を除き、上場時ジョイント・グローバル・コーディネーター及び上場時国内共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなしに、上場時グローバル・オフアリングにおいて取得した本投資口（27,352口）の売却等を行わない旨を合意しました。

当該合意に関し、上場時ジョイント・グローバル・コーディネーター及び上場時国内共同主幹事会社は、その裁量で、当該制限の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しています。

また、グローバル・オフアリングに関し、プロロジス・プロパティ・ジャパン特定目的会社及びPrologis Property Japan, Inc.日本支店に、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日からグローバル・オフアリングの受

ご注意:本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申し込みの勧誘を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人から入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

渡期日以降180日を経過する日までの期間、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなしに、プロロジス・プロパティ・ジャパン特定目的会社が国内一般募集において取得することを予定している本投資口（14,430口）及びPrologis Property Japan, Inc.日本支店が国内一般募集において取得することを予定している本投資口（4,810口）の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴うSMB C日興証券株式会社への本投資口の貸付け及びグリーンシュエーションの行使に基づくSMB C日興証券株式会社への本投資口の売却等を除きます。）を行わない旨を約するよう要請する予定です。

上記の場合において、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内共同主幹事会社は、その裁量で、当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有する予定です。

- (2) 株式会社プロロジスは、上場時グローバル・オファリングに際し、上場時ジョイント・グローバル・コーディネーターとの間で、上場時グローバル・オファリングの発行価格等決定日（平成25年2月4日）から上場時グローバル・オファリングの受渡期日（平成25年2月14日）以降360日間を経過する日（平成26年2月8日）までの期間、上場時ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなしに、上場時グローバル・オファリング前から所有している本投資口（400口）の売却等を行わない旨を合意しました。

当該合意に関し、上場時ジョイント・グローバル・コーディネーターは、その裁量で、当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しています。

- (3) 本投資法人は、グローバル・オファリングに関し、ジョイント・グローバル・コーディネーターとの間で、発行価格等決定日からグローバル・オファリングの受渡期日以降90日を経過する日までの期間、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなしに、本投資口の発行等（ただし、本募集及び投資口の分割による本投資口の発行等を除きます。）を行わない旨を合意します。

上記の場合において、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、その裁量で、当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有します。

- (4) 本投資法人は、上場時グローバル・オファリングに際し、上場時ジョイント・グローバル・コーディネーターとの間で、上場時グローバル・オファリングの発行価格等決定日（平成25年2月4日）から上場時グローバル・オファリングの受渡期日（平成25年2月14日）以降180日間を経過する日（平成25年8月12日）までの期間、所定の場合を除き、上場時ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなしに、本投資口の発行等を行わない旨を合意しました。当該合意に関し、上場時ジョイント・グローバル・コーディネーターは、その裁量で、当該制限の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しています。

本投資法人は、グローバル・オファリングの実施に関し、上場時ジョイント・グローバル・コーディネーターから、上記合意に基づく制限を解除する旨の事前の書面による承諾を取得しています。

- (5) 更に、前記(2)に記載の制限とは別に、株式会社プロロジスは、本投資口を東京証券取引所に上場するに際し同取引所の規則に基づき、本投資法人との間で継続所有に係る確約を行っており、本日現在における所有投資口を平成24年11月7日以後1年間を経過する日まで所有することとされています。

ご注意:本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申し込みの勧誘を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人から入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

以上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.prologis-reit.co.jp>

ご注意:本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申し込みの勧誘を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人から入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。